

日本医学哲学・倫理学会誌『医学哲学 医学倫理』応募規程

- 第一条 応募原稿の著者は、当該年度の会費を納入済みの、本学会の会員でなければならない。
- 二 同じ号に同時に複数の原稿を応募することはできない。
- 第二条 内容は、医学哲学、医学倫理に関係のあるものでなければならない。また、二重投稿は認められない。
- 第三条 内容が倫理的配慮を必要とする場合は、倫理的配慮をどのように行ったのかを明記しなければならない。
- 二 倫理審査委員会の承認を得て実施した研究の場合は、承認を受けた倫理審査委員会の名称、承認年月日、承認番号を明記しなければならない。
- 第四条 応募原稿は原著論文と研究報告を受け付ける。ただし応募原稿をこのうちいずれかの扱いとするかは編集委員会による審査の結果により決定する。
- 二 原著論文は、医学哲学・医学倫理学分野において新しい知見を示し、かつその学術性が一定の水準以上のものであることを求める。
- 三 応募原稿は、本文と注を含め12,000字以上20,000字以内とする。文献リスト（応募原稿で引用した文献および参照した文献に限る）は字数に含めない。その他の執筆要領については別途定める。
- 四 掲載原著論文・研究報告の体裁については編集委員会が決定する。
- 第五条 編集委員会は査読者を定め、応募原稿審査を行い、その結果により採用・不採用を決定する。査読のあり方については別途、査読規程を定める。
- 第六条 学会誌には、前年度大会における特別講演、シンポジウム等の内容を掲載する。また、応募のほかに編集委員会の依頼による論文・研究報告等を掲載することがある。
- 第七条 掲載原著論文・研究報告等の著作権は、日本医学哲学・倫理学会著作権規程に基づき、原則として学会に帰属するものとする。
- 二 掲載原著論文・研究報告等の著者本人による利用については、本学会は原則として異議を申し立てない。
- 第八条 応募原稿のうち、掲載が決定された原著論文・研究報告の著者が抜き刷りを希望した場合は、その実費を著者が負担する。
- 二 前年度大会における特別講演、シンポジウム、ワークショップ等の報告、および編集委員会の依頼による論文・研究報告等の著者は、掲載料を納入する必要はない。これらの著者が抜き刷りを希望した場合は、その実費を著者が負担する。

(改正 2024年10月11日理事会)

【付記】本改正は『医学哲学 医学倫理』第43号から適用するものとする。